

こども未来戦略方針の具体化に向けて

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）の具体化に向けて

「こども未来戦略方針」のⅢ－1（※）の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。

※「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1 経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
児童手当の拡充	児童手当法	こども家庭審議会 の下の分科会・部 会等	<p>(1) 児童手当の拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～ 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、<u>所得制限を撤廃</u>し、全員を本則給付³とするとともに、支給期間について<u>高校生年代⁴まで延長する⁵</u>。 児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、<u>第3子以降3万円とする</u>。 これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。</p>
出産・子育て応援交付金の制度化	子ども・子育て支援法等（検討中）	こども家庭審議会 の下の分科会・部 会等	<p>(2) 出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～ これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「<u>出産・子育て応援交付金</u>（10万円）について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。</p>

³ 現在は、主たる生計者の年収960万円以上、年収1,200万円未満の場合、月額5,000円の支給となり、年収1,200万円以上の場合、支給対象外となっている（※）。これらを改め、主たる生計者の年収960万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額15,000円とし、3歳から高校生については月額10,000円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

（※）こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

⁴ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

⁵ その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する。

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）の具体化に向けて

1 経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組（続き）

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
教育訓練給付の拡充、訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度の創設	雇用保険法	労働政策審議会（職業安定分科会雇用保険部会）	<p>(5)個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援 企業経由が中心となっている国の在職者への学び直し支援策について、働く個人が主体的に選択可能となるよう、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにしていく。</p> <p>その際、<u>教育訓練給付について、訓練効果をより高める観点から、補助率等を含めた拡充を検討するとともに、個々の労働者が教育訓練中に生ずる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリングに取り組むことができるよう、訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度の創設などについて検討する。</u></p>

2 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
伴走型相談支援の制度化	児童福祉法等（検討中）	こども家庭審議会の下の方科会・部会等	<p>(1)妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～ 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の6割が0歳児（うち5割は0か月児）であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。</p> <p>このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「<u>伴走型相談支援</u>」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。</p>

2 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（続き）

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設	子ども・子育て支援法等（検討中）	こども家庭審議会 の下の分科会・部 会、こども誰でも 通園制度（仮称） の本格実施を見 据えた試行的事 業実施の在り方 に関する検討会	<p>(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～</p> <p>0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。</p>

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）の具体化に向けて

3 共働き・共育での推進

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
育児休業の取得促進 （一般事業主行動計画の仕組みの見直し等）	次世代育成支援対策推進法	労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）、こども家庭審議会の下の分科会・部会等	（1）男性育休の取得促進 ～「男性育休は当たり前」になる社会へ～ （前略）2025年3月末で失効する次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）を改正し、その期限を延長した上で、 <u>一般事業主行動計画</u> について、数値目標の設定や、PDCAサイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けるとともに、今後の次世代育成支援において重要なのは「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であるという観点を明確化した上で、男性の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援、育児のための時間帯や勤務地への配慮等に関する行動が盛り込まれるようにする。
育児休業の取得促進 （育児休業取得率開示制度の拡充）	育児・介護休業法	労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）	（1）男性育休の取得促進 ～「男性育休は当たり前」になる社会へ～ （前略）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）における <u>育児休業取得率の開示制度の拡充</u> を検討し、これを踏まえて有価証券報告書における開示を進める。
育児休業の取得促進 （産後の一定期間の育児休業給付の給付率を手取り10割に）	雇用保険法	労働政策審議会（職業安定分科会雇用保険部会）	（1）男性育休の取得促進 ～「男性育休は当たり前」になる社会へ～ （前略）いわゆる「産後パパ育休」（最大28日間）を念頭に、出生後一定期間内に <u>両親ともに育児休業を取得</u> することを促進するため、給付率を現行の67%（手取りで8割相当）から、 <u>8割程度（手取りで10割相当）へと引き上げる</u> 。 具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、その期間の給付率を引き上げるとともに、女性の産休後の育休取得について28日間（産後パパ育休期間と同じ期間）を限度に給付率を引き上げることとし、2025年度からの実施を目指して、検討を進める。

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）の具体化に向けて

3 共働き・共育での推進（続き）

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
育児期の柔軟な働き方の推進（テレワークの努力義務化）	育児・介護休業法	労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）	<p>(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～</p> <p>（前略）こどもが3歳になるまでの場合においては、現行の育児・介護休業法上、短時間勤務を措置することが事業主に義務付けられており、フレックスタイム制を含む入社・退社時刻の調整等が努力義務となっている。これらに加え、新たに、子育て期の有効な働き方の一つとして、テレワークも事業主の努力義務の対象に追加することを検討する。</p>
育児期の柔軟な働き方の推進（「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設）	育児・介護休業法	労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）	<p>(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～</p> <p>（前略）こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、育児・介護休業法で、短時間勤務、テレワーク、フレックスタイム制を含む入社・退社時刻の調整、休暇など柔軟な働き方について、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度（「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」）の創設を検討する。</p>
育児期の柔軟な働き方の推進（残業免除の対象となるこどもの年齢の引上げ）	育児・介護休業法	労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）	<p>(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～</p> <p>（前略）現在はこどもが3歳になるまで請求することができる残業免除（所定外労働の制限）について、対象となるこどもの年齢の引上げを検討する。</p>

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）の具体化に向けて

3 共働き・共育ての推進（続き）

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
育児期の柔軟な働き方の推進（育児時短就業給付（仮称）を創設）	雇用保険法	労働政策審議会（職業安定分科会雇用保険部会）	<p>(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～</p> <p>（前略）柔軟な働き方として、男女ともに、一定時間以上の短時間勤務をした場合に、手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付（「<u>育児時短就業給付（仮称）</u>」）を創設する。給付水準については、男女ともに、時短勤務を活用した育児とキャリア形成の両立を支援するとの考え方に立って、引き続き、具体的な検討を進め、2025年度からの実施を目指す。その際には、女性のみが時短勤務を選択することで男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう、留意する。</p>
育児期の柔軟な働き方の推進（「子の看護休暇」の取得促進に向けた支援）	育児・介護休業法	労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）	<p>(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～</p> <p>（前略）こどもが病気の際などに休みにくい等の問題を踏まえ、病児保育の拡充と併せて、こうした場合に休みやすい環境整備を検討する。具体的には、こどもが就学前の場合に年5日間⁹取得が認められる「<u>子の看護休暇</u>」について、こどもの世話を適切に行えるようにする観点から、対象となるこどもの年齢の引上げのほか、こどもの行事（入園式等）参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように休暇取得事由の範囲を見直すとともに、取得促進に向けた支援についても検討する。</p>

⁹ 就学前のこどもが2人以上の場合は、年10日間。

3 共働き・共育ての推進（続き）

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
雇用保険の適用拡大	雇用保険法	労働政策審議会（職業安定分科会雇用保険部会）	<p>（3）多様な働き方と子育ての両立支援 ～多様な選択肢の確保～ 子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間20時間未満の労働者についても失業給付や育児休業給付等を受給できるよう、雇用保険の適用拡大に向けた検討を進める。失業した場合に生計に支障を与えるような生計の一端を担う者を新たに適用対象とし、その範囲を制度に関わる者の手続や保険料負担も踏まえて設定する。また、その施行時期については適用対象者数¹⁰や事業主の準備期間等を勘案して2028年度までを目途に施行する。</p>
自営業やフリーランス等の方々の育児期間の国民年金保険料の免除	国民年金法	社会保障審議会（年金部会）	<p>（3）多様な働き方と子育ての両立支援 ～多様な選択肢の確保～ （前略）自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、免除期間や給付水準等の具体的な制度設計の検討を早急に進め、2026年度までの実施を目指す。</p>

¹⁰ 仮に週所定労働時間10時間以上まで適用拡大した場合は最大約500万人が、15時間以上まで適用拡大した場合は最大約300万人が新規適用となると見込まれる。

4 加速化プランを支える安定的な財源の確保

こども未来戦略方針（抜粋）

【I. こども・子育て政策の基本的考え方】

- 少子化対策の財源は、まずは徹底した歳出改革等によって確保することを原則とする。全世代型社会保障を構築する観点から歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う。このことによって、実質的に追加負担を生じさせないことを目指していく。
- その際、歳出改革等は、国民の理解を得ながら、複数年をかけて進めていく。
- このため、経済成長の実現に先行して取り組みながら、歳出改革の積上げ等を待つことなく、2030年の節目に遅れることのないように、前倒しで速やかに少子化対策を実施することとし、その間の財源不足は必要に応じてこども特例公債を発行する。
- 以上のとおり、経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等による公費と社会保険負担軽減等の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、少子化対策を進める。少子化対策の財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。

こども未来戦略方針（抜粋）

【Ⅲ-2.「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保】 （財源の基本骨格）

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないこと¹²を目指す。
歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築¹³するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う¹⁴。なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。
- ② 経済活性化、経済成長への取組を先行させる。経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするよう、ポストコロナの活力ある経済社会に向け、新しい資本主義の下で取り組んでいる、構造的賃上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行させる。
- ③ ①の歳出改革等による財源確保、②の経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す¹⁵。

¹² 高齢化等に伴い医療介護の保険料率は上昇するが、徹底した歳出改革による公費節減等や保険料の上昇抑制を行うための各般の取組を行い、後述する支援金制度（仮称）による負担が全体として追加負担とならないよう目指すこと。このため、具体的な改革工程表の策定による社会保障の制度改革や歳出の見直し、既定予算の最大限の活用などに取り組む。

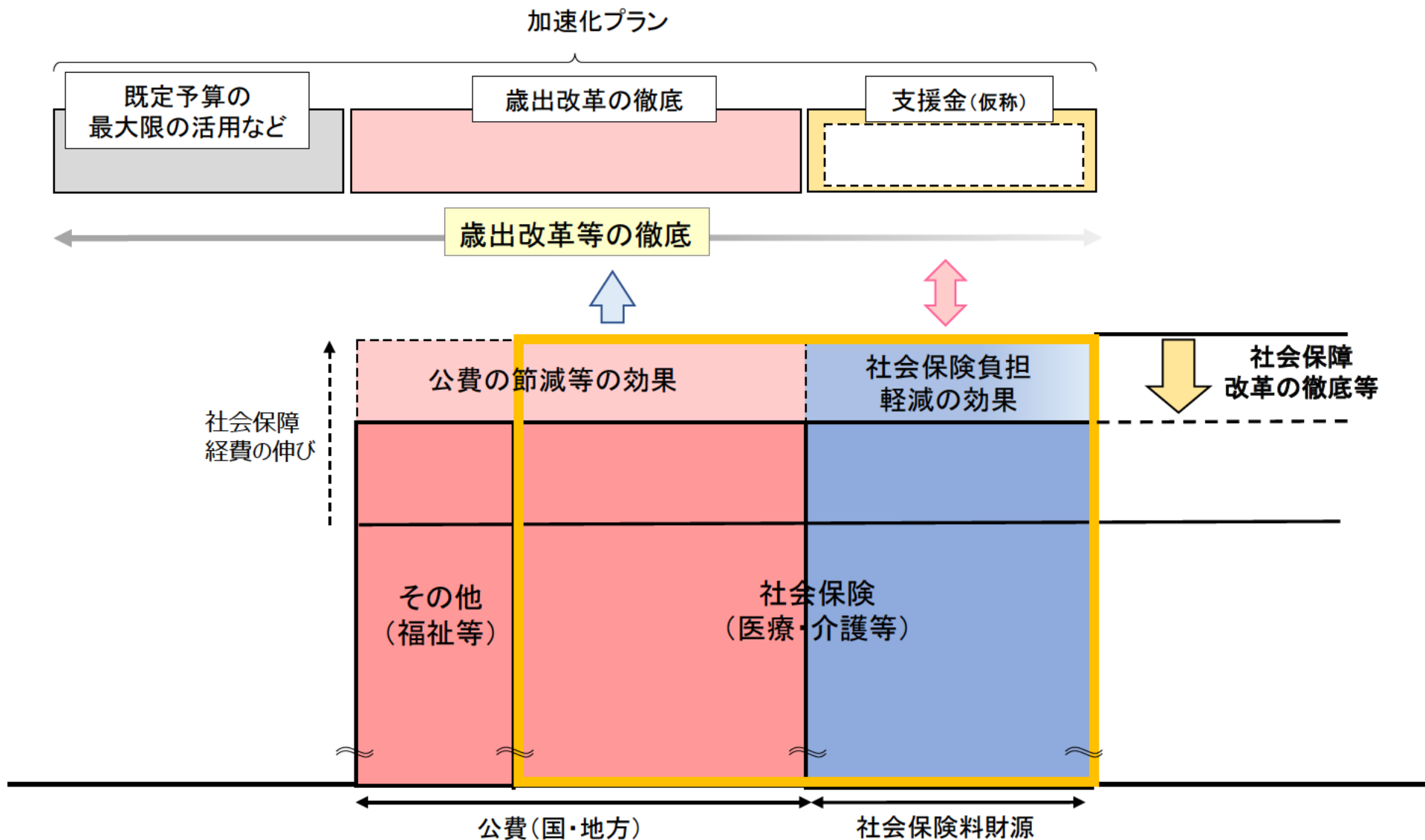
¹³ 「全世代型社会保障構築会議 報告書」（令和4年12月16日）では、少子化対策は、個人の幸福追求と社会の福利向上を併せて実現する極めて価値の大きい社会保障政策であるとの観点から、子育て費用を社会全体で分かち合い、こどもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境を整備することが求められる旨を指摘し、これを、我々の目指すべき社会の将来方向の第一として掲げている。また、「年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指す」のが全世代型社会保障であるとも指摘している。

¹⁴ こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。

¹⁵ 支援金制度（仮称）については、以下の点を含め、検討する。

- ・ 現行制度において育児休業給付や児童手当等は社会保険料や子ども・子育て拠出金を財源の一部としていることを踏まえ、公費と併せ、「加速化プラン」における関連する給付の政策強化を可能とする水準とすること。
- ・ 労使を含めた国民各層及び公費で負担することとし、その賦課・徴収方法については、賦課上限の在り方や賦課対象、低所得者に対する配慮措置を含め、負担能力に応じた公平な負担とすることを検討し、全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること。

こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）



4 加速化プランを支える安定的な財源の確保（続き）

こども未来戦略方針（抜粋）

（見える化）

こども家庭庁の下に、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設し、既存の（特別会計）事業¹¹を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

¹¹ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計雇用勘定（育児休業給付）。

※創設イメージ

新特別会計（いわゆる「こども金庫」）

こども家庭庁所管
【現：年金特会子ども・子育て支援勘定】

主な歳出	主な歳入
児童手当	・子ども・子育て拠出金 ・税財源等
保育所運営費等	・子ども・子育て拠出金 ・税財源等
企業主導型保育	・子ども・子育て拠出金
地域子ども・子育て支援 （放課後児童クラブ等）	・子ども・子育て拠出金 ・税財源等

厚生労働省所管
【現：労働保険特会雇用勘定】

主な歳出	主な歳入
育児休業給付	・雇用保険料 ・税財源等

既存の特別会計を統合
+ 支援金（仮称）を經理